

## 追加募集

ー中小企業のみなさまへー

# 令和7年度 大分市中小企業者設備投資補助金

脱炭素化促進枠

## 補助金を活用して省エネ設備を導入しませんか！？

※生産事業の工程上必要な設備に限ります。

中小企業者が生産事業の工程上で省エネルギー化を図るために行う設備投資にかかる費用の一部を補助します。

### 事業概要

次の要件を満たす中小企業者（個人事業主を含む。）

- 市内に事業所を有すること。 ●創業から12か月を経過していること。
- 市税を完納していること。 ●財務状況が著しく悪くないこと。
- 小規模企業者に該当しないこと。

#### <中小企業者の定義>

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第23項に規定する中小企業者。ただし、次のいずれかに該当する中小企業者は除きます。

- ・一の大企業等（中小企業以外の企業をいう。以下同じ。）が当該中小企業の発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を単独で所有し、又は出資しているもの
- ・複数の大企業等が当該中小企業の発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有し、又は出資しているもの
- ・役員の半数以上を大企業等の役員又は従業員が兼務しているもの

#### <小規模企業者の定義>

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者

経済産業省が実施する「省エネルギー投資促進支援事業費補助金（Ⅲ）設備単位型」の対象設備として、経済産業省が指定する団体（一般社団法人 環境共創イニシアチブ）が当該団体のホームページ等で公表する設備（指定設備）のうち、生産事業（生産・加工）の工程上必要な設備

※指定設備に該当するかどうかは、一般社団法人 環境共創イニシアチブのホームページ（下記URL又は二次元バーコードからアクセス）に記載されている製品名や型番等を参照の上、ご確認ください。

製品の詳細仕様については、メーカーの製品情報をご確認いただくか、メーカーへお問い合わせください。

また、補助対象になるのは生産事業の工程上必要な設備に限られるため、**導入を検討されている指定設備が対象となるかどうかについては、事前にお問い合わせください。**

指定設備の確認はこちる↓

<https://sii.or.jp/setsubi06r/search/>



(一社)環境共創イニシアチブのホームページ

#### 指定設備の具体的な対象品目例

- |                |         |             |
|----------------|---------|-------------|
| ・業務用給湯器        | ・高性能ボイラ | ・プレス機械      |
| ・高効率コーチェネレーション | ・変圧器    | ・ダイカストマシン   |
| ・冷凍冷蔵設備        | ・産業用モータ | ・プラスチック加工機械 |
| ・産業ヒートポンプ      | ・工作機械   | ・印刷機械       |

#### 対象外経費の例※

- ・生産事業（生産・加工）の工程上必要とならないもの  
(パソコン、プリンタ、デジタル複合機、カメラ、エアコン、LED照明器具等)
- ・設備等のリース、レンタル料
- ・車両、重機

※国、県その他の機関から補助対象事業について同様の趣旨の補助金等の交付を受けるときは、補助の対象としません。

### 補助率等

補助対象経費×1／2 上限300万円

### 導入期間

補助金交付決定後、売買契約の上、設備が稼働し、操業を開始し、かつ令和8年3月31日までに補助対象経費が支払われるものを対象とします。

### 申請期間

補助金交付申請額の累計が予算額を下回ったので、追加募集を行います。

申請書受付期間：令和8年1月5日（月）～令和8年1月30日（金）

# 手続きの流れ

※交付決定前に導入設備の契約及び購入をした場合は、補助対象となりませんのでご注意ください。

## 書類の提出

<提出書類>

- 大分市中小企業者設備投資補助金交付申請書(様式第1号)※
- 大分市中小企業者設備投資補助金事業計画書
- 3か月以内に発行された法人登記事項証明書又はその写し(申請者が法人の場合に限る。)
- 見積書の写し(原則、市内事業者2社以上。困難な場合は「見積りに係る理由書※」を添付)
- 設置する設備の仕様が分かる資料(導入する機械等の製品カタログ等)
- 決算報告書(直近3事業年度分)(申請者が法人である場合に限る。)
- 所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第37号に規定する確定申告書(直近3年分)  
(申請者が法人以外の者である場合に限る。)
- 工場等の現況写真
- 3か月以内に発行された市税完納証明書若しくはその写し又は非課税確認同意書(事業所税、固定資産税及び都市計画税において非課税税目がある場合に限る。)
- 誓約書(様式第2号)※

※必ず大分市創業経営支援課に連絡し、対象設備や要件等について確認を受けてから書類を提出してください。

## 書類審査

審査会を開催し、事業計画書や申請書類の内容を基にして、予算範囲内で採択企業を決定します。

## 交付決定

審査の結果により交付決定通知を通知します。  
(交付決定通知書発送予定:令和8年3月上旬以降)

## 操業開始及び 実績報告書提出

設備導入を行い、操業を開始する。契約先に対象経費支払、必要な手続きが完了したら、30日以内に実績報告書、その他必要書類を提出する。

<提出書類>

- 大分市中小企業者設備投資補助金実績報告書(様式第7号)※
- 申請事業概要書
- 設備の設置状況の写真
- 収支決算書
- 補助対象経費に係る支払いを証明する書面(納品書、請求書、領収書、その他支払いを証明する書面)の写し

## 補助金額の確定

補助金額確定の手続きを行い、交付確定通知を送付します。

## 補助金請求書提出

大分市中小企業設備投資補助金交付請求書(様式第9号)※を提出する。

※申請書、記載要領等の  
ダウンロードはこちら↓

## 補助金の受領

補助金が指定した口座に振り込まれる。



## 補助金交付後 3年間のモニタリング

補助金交付の翌年度以降3年間、決算報告書を提出し、事業成果を報告する。

大分市ホームページ二次元バーコード

## 見積書の徴取方法

大分市が支出する補助金は、市税を原資としており、市内事業者の下支えにも役立てるため、**補助対象となる設備等については、原則として市内に事業所等を有する事業者に発注してください。**

ただし、規定数の見積書を市内に事業所等を有する事業者から徴取できない理由が次の①～④いずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- ①取り扱っている事業者が限られており、規定数以上の事業者から見積書を徴取できない。
- ②特殊な技術・知識・経験が必要とされ、市内事業者では目的を達成できない。
- ③特殊な物品であるため、購入先が特定される、又は契約の目的物を特定の者でなければ納入できない。
- ④継続的に導入している設備であり、他の事業者では対応できない。

■新品の場合 … 原則として、市内に事業所等を有する事業者2社以上の見積書を徴取し、提出してください。市内事業者2社以上から見積書の徴取ができない場合は、「見積りに係る理由書」を添付してください。

■中古品の場合 … 中古品を扱う事業者1社と、メーカーから新品の販売価格が記載された見積書を徴取し、提出してください。中古品を扱う事業者が市外事業者の場合は、「見積りに係る理由書」を添付して提出してください。

なお、その他市が必要と認める場合は、見積書の他に書類の提出を求めることがあります。

### ●見積書の記載内容について

1. 見積項目等について、比較が可能な内容にすること。
2. 見積書、請求書、領収書は、発行元(事業所名、代表者名、所在地等)を同一にすること。

大分市商工労働観光部 創業経営支援課

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 TEL:097-537-7014 FAX:097-533-6117

E-mail:kisou@city.oita.oita.jp

お問合せ